

領事関連報告

2015年11月14日：モンバサ

領事出張サービス

於：東洋建設プロジェクトサイト会議室



1. 在留邦人データ
2. 在留届
3. 安全対策ツール
4. マイナンバー

在ケニア大使館管轄 在留邦人数 (平成26年10月現在)

(ケニア共和国、セーシェル共和国、エリトリア国、ソマリア共和国)

783人 (対前年比+12.7%)

○・ケニア共和国 **769人**(対前年比+13.8%)

日系企業数:47社 (対前年比+34.3%)

・セーシェル共和国 12人

・エリトリア国 1人

・ソマリア 1人

○ケニア共和国 主要都市 (平成27年11月在留届ベース)

ナイロビ 587人 (対前年比:542人、+8.3%)

モンバサ 40人 (対前年比: 31人、+29%)

○在留届はなぜ必要か？

－在外公館において、旅券、証明等の発給申請があった際の本人確認や申請書に記載事項の真偽・正確性の確認など**基礎資料**として利用している。
在留子女の教科書無償配布の申請案内、取りまとめ等でも必要。

－大規模な災害や事件・事故等が発生した際、在留邦人の方々の**安否確認**を行うための重要な資料の一つとして利用。

◎ところが、在留届の届出率は一般的に低いのが現状。

(住民登録制度との比較)

住民登録:登録することにより、教育、選挙、年金など様々な行政サービスを受けることができる。

在留届:届け出ることにより、旅券の更新、在外選挙人登録の申請、各種証明に使用

在留届の提出は法律で定められている

- 旅券法第16条(外国滞在の届出)

旅券の名義人で外国に住所または居住を定めて三ヶ月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。

(届出がなされなくとも、何らかの刑罰は課されない)

◆在留届の提出方法◆

インターネットによる提出

→ 在ケニア大使館HP又は外務省HP**在留届電子届出システム (ORRnet*)** ボタンからアクセスし入力(氏名、旅券番号、生年月日がID)

利便性: 自宅からでも提出可能、変更届もORRnetから可能

*Overseas Residential Registration



←このマークをクリック

○定型フォームの書面にての提出も可能だが、変更や帰国の際も書面にて行う必要があるため、不便。ORRネットでの提出が個人情報の管理上も望ましい。



在ケニア日本国大使館

Embassy of Japan in Kenya

在ケニア日本国大使館は、エリトリア、セーシェル、ソマリアを兼轄しています。

[ホーム](#) | [大使館案内](#) | [二国間関係\(含、経済協力\)](#) | [国連関係](#) | [領事・安全情報](#) | [広報文化](#) |

新着情報

2015年11月11日

▶ [マイナンバー制度の導入について](#)

2015年11月6日

▶ [草の根・人間の安全保障無償資金協力 2015「ナンディ郡茶農園地域における小学校教育環境改善計画」に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の起工式典](#)

2015年10月28日

▶ [領事サービス向上・改善のためのアンケート調査について](#)

2015年10月26日

▶ [「平和構築/開発におけるグローバル人材育成事業」～「ミッド キャリアコース」の参加者募集～](#)

2015年10月21日

▶ [南アフリカへの18歳未満の出入国に際する事前手続きについて\(注意事項\)](#)

2015年10月13日

▶ [草の根・人間の安全保障無償資金協力「平成27年度 草の根・人間の安全保障無償資金協力2案件の贈与契約署名式開催」](#)

2015年10月9日

▶ [ジョモ ケニヤツタ国際空港における警察によるシートベルト未着用及び喫煙者の取り締まりについて](#)

2015年9月14日

▶ [12日に開催された平成27年度第2回邦人安全連絡会の参考資料はこちら](#)

2015年8月28日

▶ [アムガシット・ケニヤツタ大統領主上計口](#)



安倍総理大臣とケニヤツタ・ケニア共和国大統領の夕食会
内閣広報室

[安倍総理大臣とケニヤツタ・ケニア共和国大統領の夕食会](#)

大使館 連絡先



外務省

ORRnet
Overseas Residential Registration

インターネットによる
在留届電子届出システム

在留届
を提出する方

変更届・帰国届
を提出する方

当サイトで在留届を提出したか
分からない方

パスワード
を忘れた方

パスワード再登録
をされる方

証明書の取得方法

「在留届」をご存知ですか？



「ORRネット」って何？

ORRとは Overseas Residential Registration の頭文字をとったもので、在留届を意味します。

この在留届は、海外で長期に滞在される方及びその家族の方すべてが対象となります。

お知らせ

2013年11月30日(土) 17:00 ~ 2013年12月2日(月) 00:00 (日本時間)におきまして、システム保守作業に伴い登録は可能ですが、結果メールの配信が遅延します。あらかじめご了承ください。



自分の身を守るための3つの武器

● 「在留届」の提出

- ・ 有事の際、大使館、親族、会社、関係者等、安否確認が可能。
- ・ 領事メール、SMSの受信が可能

● 「たびレジ」への登録

- 旅行、出張で3ヶ月以内の滞在等、在留届の条件に無い場合等で登録可能。緊急事態の際等、旅行・出張先のあなたの存在を確認可能。
- 出張、旅行先、短期滞在先の暴動やテロ情報等の危険情報、領事メール等、大使館の海外安全情報を得られる。

● 「海外安全アプリ」 (Iphone, スマホ、タブレット)

- ・ 現在地や移動先の危険情報やスポット情報の確認が可能
- ・ 緊急連絡先 (警察、救急サービス、大使館) が確認出来る

在ケニア大使館HPでクリック



在留届ORRnet



たびレジ



海外安全アプリ

たびレジ

いざという時、在外公館などから緊急時情報提供を受けられる海外旅行登録システム

外務省海外旅行登録「たびレジ」

初めて利用される方

→ カンタン新規登録

登録されたご自身の情報が有効期間内の方

※帰国してから1ヶ月間(希望された場合には1年間)

→ 登録内容の追加・変更

→ パスワードを忘れた方
変更したい方

※登録から2か月以上経過している方はパスワ

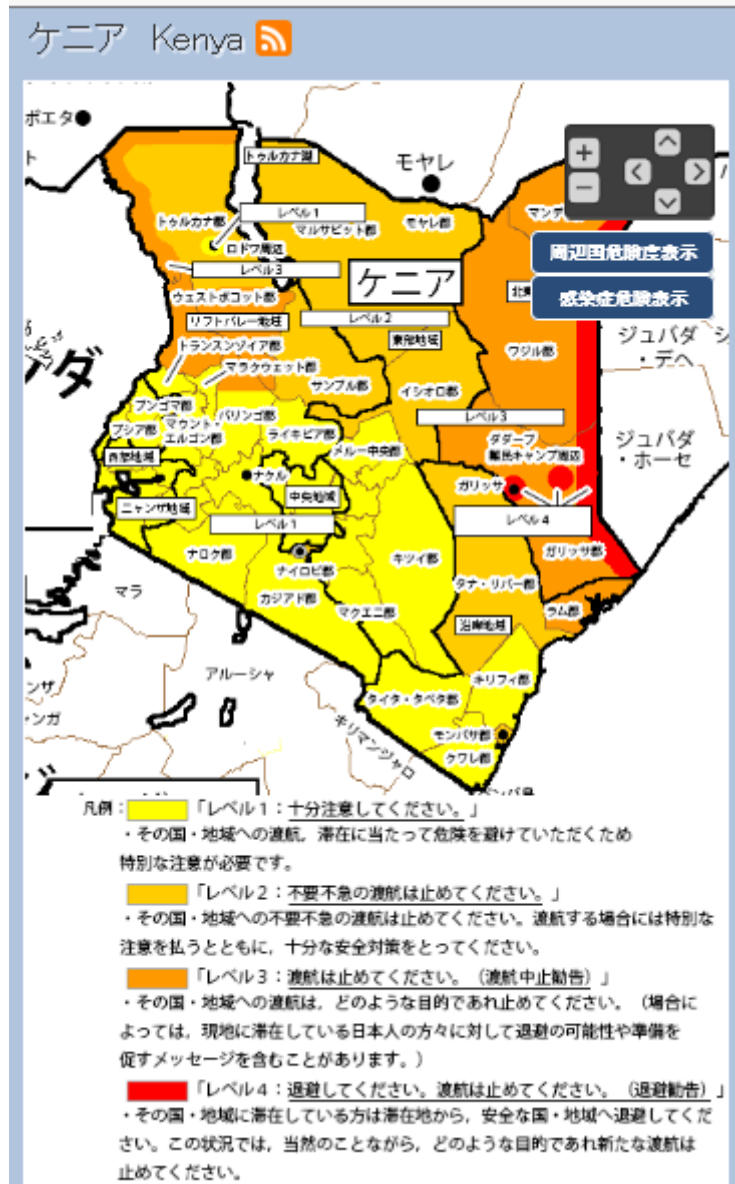
さあ！

たびレジに登録して
楽しく海外に
行こう！



パスポくん

海外安全アプリ概要



- 危険度の地図
- レベルの表示
- 詳細本文
- 最新スポット情報
- 緊急連絡先
- 異動先の現在地や世界中の有効な危険情報、スポット情報が確認可能

～マイナンバー制度の導入について～

- 平成27年10月から社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）が導入され、日本国内に住民票を有する者に対し12桁のマイナンバー（個人番号）が付番され、通知が開始されています。

1. マイナンバー制度

- マイナンバー制度は国内で住民登録するすべての方にマイナンバーを付番する制度であり、所管官庁は主に内閣府及び総務省です。平成27年10月より12桁のマイナンバーの通知が開始され、マイナンバー等を記載した通知カードが住所地等に郵送されています。マイナンバーは、平成28年1月より日本国内の社会保障、税、災害対策の行政手続で必要になります。また、同年1月から本人の希望によりマイナンバー・カードの交付も開始されます。詳しくは下記3の公式ホームページをご参照ください

2. マイナンバー制度の在外における適用

- (1) 海外に滞在する方については、本制度を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)において、住民基本台帳に記載されている人のみにマイナンバーが付番されることとなっているため、日本国内に住民票を有しない方は適用対象外です。詳細は下記4のコールセンターにお問い合わせください。
- (2) 一方で、日本国内に住民票を残して国外に滞在(出張、留学等)をしている方にはマイナンバーが付番され、マイナンバーが記載された通知カードが日本国内の住所地に郵送されることとなりますが、本人不在中にこれを受け取る親族等がない場合、当該通知カードは住所地の市区町村に返還され、一定期間(3か月程度)保管されることとなります。なお、市区町村が認める場合は保管機関を帰国の時まで延ばすことも可能であるところ、該当する方は住所地の市区町村役場に直接相談してください。

- ・ <ホームページ>
- ・ ●内閣府 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)
- ・ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・
- ・ ●総務省 マイナンバー制度と個人番号カード
- ・ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html
- ・
- ・ ●地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト
- ・ (お問い合わせフォームもあり)
- ・ <https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・
- ・ ●自治体国際化協会(CLAIR) 外国人住民向け多言語による周知サイト
- ・ http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/page_26.html
- ・
- ・ <コールセンター>(国外からでも通話可能な番号)
- ・ ●内閣府 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)
- ・ 050-3816-9405
- ・ 平日9:30-22:00 土日祝日(年末年始を除く) 9:30-17:30
- ・ ※ 但し、IP電話への発信を規制しているところでは接続できないこともあります。
- ・
- ・ 《通知カードや個人番号カードのご相談》
- ・ ●地方公共団体情報システム機構 個人番号カードコールセンター
- ・ 050-3818-1250
- ・ 平日8:30-22:00 土日祝日(年末年始を除く) 9:30-17:30
- ・ ※ 但し、IP電話への発信を規制しているところでは接続できないこともあります

緊急連絡・安否確認

緊急連絡・安否確認訓練(毎年実施)

1. SMS (一斉送信) : 609名が登録(在留届けがベース)
* 返信不可
2. 領事メール : 569名が登録
3. ホームページにても実施の案内

安否確認

1. 領事メール及び返信メールで確認
(返信のない方には、電話等で連絡し安否確認を行う)
2. 日本人学校、JICA、大使館:緊急連絡網を使い確認依頼
(JICAプロジェクト関係者(東洋建設等)はJICAより安否確認、
その他モンバサ在留の方々は大使館より確認)
3. 旅行者・短期滞在者については「たびレジ」を通じて通知